

# 地方独立行政法人大阪市立工業研究所計量管理規程

制定 平成20年4月1日 規程第1号

(目的)

第1条 この規程は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法律」という。）第61条の8第1項の規定に基づいて、地方独立行政法人大阪市立工業研究所（以下「研究所」という。）における、法律第61条の3第1項の規定に定める国際規制物資の使用の許可を得た全ての核燃料物質の計量及び管理（以下「計量管理」という。）に関する事項を定め、もって核燃料物質の適正な計量管理を確保することを目的とする。

(計量管理責任者)

第2条 研究所における核燃料物質の計量管理のために計量管理責任者を置く。

2 研究所における計量管理は、計量管理責任者が行う。

3 研究所における計量管理責任者は、生物・生活材料研究部長とする。

(核燃料物質計量管理区域の設定)

第3条 研究所における核燃料物質計量管理区域（以下「MBA」という。）は、研究所全体をもって設定し、計量管理はこのMBAを基礎として行う。

2 研究所のMBAの符号はKPDQとする。

(受入れ、払出し及び廃棄に関する手続)

第4条 計量管理責任者は、核燃料物質の受入れ、払出し及び廃棄に立会い、当該受入れ、払出し又は廃棄の数量をその都度記録する。

(消費、損失等に関する手続)

第5条 計量管理責任者は、消費、損失等により核燃料物質の増減が生じた場合には、当該増減の数量を毎月1回記録する。

(事故損失に関する手続)

第6条 計量管理責任者は、事故により核燃料物質の損失が生じたとき又は生じたとみなされたときは、その都度数量を確定し、記録する。

(記録)

第7条 計量管理責任者は、第4条、第5条並びに第6条の記録を作成し、作成後10年間研究所に保存する。

2 前項の記録には次の各号に定める事項を記録する。

- (1) 在庫変動の日付
- (2) 在庫変動の原因又は理由
- (3) 受入れ又は払出し事業所名及びMBAの符号
- (4) 供給当事国（日米協定の新旧の区分を含む。）
- (5) 核燃料物質の種類
- (6) 核燃料物質の数量

第8条 計量管理責任者は、供給当事国ごとの核燃料物質の種類別の在庫量に関する記録を毎月1回作成し、作成後10年間研究所に保存する。

(報告)

第9条 計量管理責任者は、法律第67条第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則第7条20項の規定に基づく毎年1月1日から6月30日までの期間及び7月1日から12月31日までの期間の報告書が当該期間の経過後1ヶ月以内に文部科学大臣へ提出されていることを確認する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日若しくは計量管理規程の認可の日のいずれかの遅い日から施行する。